

令和 7 年 2 月 5 日

宅地建物取引業者の方へ（常滑市の水防法に基づくハザードマップ作成状況について）

令和 2 年 8 月 28 日施行の宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、宅地または建物の取引に際して、宅地建物取引業者が重要事項として説明しなければならない事項に、「水防法に基づき市町村が作成したハザードマップにおける住宅の所在地」が追加されました。

常滑市における水防法に基づくハザードマップの作成状況については、以下のとおりです。

水防法に基づくハザードマップの作成状況

区 分	作成有無	備 考
洪水	有	洪水浸水想定区域 (令和 6 年 11 月 12 日付指定)
雨水出水 (内水)	有	雨水出水浸水想定区域 (令和 6 年 6 月 3 日付指定)
高潮	有	高潮浸水想定区域 (令和 3 年 6 月 11 日付指定)

ハザードマップの確認方法

【デジタルハザードマップ（多言語対応）】

パソコン・スマートフォンを利用して、ハザードマップの確認ができる、英語/中国語/ポルトガル語/ベトナム語に対応した最新のデジタルハザードマップを運用しています。



<https://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/bousai/1000390/1007557.html>

【とこなめ防災ガイド】

ハザードマップを掲載した「とこなめ防災ガイド」を PDF でご確認いただけます。



<https://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/bousai/1000390/1006466.html>

同様に、重要事項として説明しなければならない土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域については、愛知統合型地理情報システム「マップあいち」が便利です。以下のリンクからご利用ください。

【土砂災害情報マップ】

<https://maps.pref.aichi.jp/map/view/?mid=20037>

【津波災害情報マップ】

<https://maps.pref.aichi.jp/map/view/?mid=20595>

【参考】

- | |
|---|
| <p>○国土交通省「宅地建物取引業法施行規則の改正について」
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000074.html</p> <p>○国土交通省 Q&A「宅地建物取引業法施行規則の一部改正(水害リスク情報の重要事項説明への追加)に関する Q&A」
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001354700.pdf</p> <p>○愛知県「愛知県 洪水浸水想定区域図」
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/shinsuisotei-03.html</p> <p>○愛知県「愛知県高潮浸水想定区域を指定・公表します」
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/takashioshinsuisotei.html</p> <p>○愛知県「津波災害警戒区域の指定について」
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/tsunamisaigai.html</p> |
|---|

問合せ：常滑市防災危機管理課 0569-35-5111（内線 3203）